

平成 2 0 年度さいたま市下水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成 2 0 年度さいたま市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 汚水処理戸数	400,860 戸
(2) 年間総汚水処理水量	129,878,853 m ³
(3) 一日平均汚水処理水量	355,832 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
管きよ整備事業費	15,996,173 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 下水道事業収益			21,620,316 千円
第 1 項 営業収益			14,247,629 千円
第 2 項 営業外収益			7,372,687 千円
	支	出	
第 1 款 下水道事業費用			21,530,000 千円
第 1 項 営業費用			15,715,147 千円
第 2 項 営業外費用			5,736,526 千円
第 3 項 特別損失			71,829 千円
第 4 項 予備費			6,498 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（ 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 8,609,214千円は、減債積立金 38,153千円、当年度分損益勘定留保資金 8,483,303千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 87,758千円で補てんするものとする。 ）。

		収	入	
第1款	資本的収入			18,162,786 千円
第1項	企業債			9,269,300 千円
第2項	他会計出資金			4,400,302 千円
第3項	他会計負担金			592,329 千円
第4項	国庫補助金			3,024,000 千円
第5項	負担金			852,621 千円
第6項	長期貸付金返還金			24,234 千円
		支	出	
第1款	資本的支出			26,772,000 千円
第1項	建設改良費			17,652,492 千円
第2項	企業債償還金			9,077,928 千円
第3項	長期貸付金			31,610 千円
第4項	予備費			9,970 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	南中丸ポンプ場整備事業	千円 760,000	平成20年度	千円 227,000
				平成21年度	304,000
				平成22年度	229,000

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	白幡幹線整備事業	7,000,000	平成20年度	1,055,000
				平成21年度	2,310,000
				平成22年度	3,255,000
				平成23年度	380,000
1 資本的支出	1 建設改良費	東宮下雨水渠整備事業	2,200,000	平成20年度	220,000
				平成21年度	1,100,000
				平成22年度	880,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 8,234,200	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
流域下水道事業	565,800			
資本費平準化	469,300			
合計	9,269,300			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、15,000,000千円と定める。

(予定支出の各項目の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項目の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 1,443,900 千円

(他会計からの補助金)

第10条 雨水処理費等に要する費用の一部に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、15,868,725千円である。

平成20年2月12日 提出

さいたま市長 相 川 宗 一